（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。
（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。
（注３）さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第５の１及び２を次のように改める。

１　第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	4,200
		⑵　オホーツク海の海域	52,500
		⑶　太平洋の海域	107,000
2	ずわいがに	⑴　Ａ海域	2,999
		⑵　Ｂ海域	30
		⑶　Ｄ海域	875
		⑷　Ｅ海域	220

（注１）日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号。以下「法」という。）第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。
（注２）Ａ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第１号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｂ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第２号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｄ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第４号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｅ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第５号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	3,400
		⑵　オホーツク海の海域	52,500
		⑶　太平洋の海域	109,600
2	ずわいがに	⑴　Ａ海域	
		⑵　Ｂ海域	
		⑶　Ｄ海域	
		⑷　Ｅ海域	

（注１）操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。
（注２）ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第６の１の⑺を次のように改める。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	23
山形県	93
新潟県	402
富山県	52
石川県	383
福井県	304
京都府	57

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の３に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

第６の２の⑵及び⑹を次のように改める。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	96,000

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

⑹　するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。